

## 構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称  
広島県呉市
2. 構造改革特別区域の名称  
すくすく・のびのび給食特区
3. 構造改革特別区域の範囲  
広島県呉市の区域の一部（倉橋町及び蒲刈町の全域）
4. 構造改革特別区域の特性

呉市は、明治22年に海軍鎮守府の開庁を機に本格的な市街地の形成が進められ、同35年10月1日に市制を施行し、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁するまちに発展しました。その後、終戦による海軍の解体とともに、人口も15万人に激減しましたが、昭和25年平和産業港湾都市への転換を目指す「旧軍港市転換法」の制定により、造船、鉄鋼、機械金属、パルプ産業等の企業が進出し、広島県の産業を牽引してきました。

平成12年には特例市の指定を受け、平成14年には全国で52番目に市制施行100周年を迎えるとともに、市町村合併の推進にも積極的に取り組み、平成15年4月に下蒲刈町と、16年4月には川尻町と、17年3月には音戸町、倉橋町、蒲刈町、安浦町、豊浜町、豊町の各町との合併を果たし、人口も合併前の204,003人（平成15年3月末）から256,865人（平成17年3月末）に増加しております。

この合併により新たに加わった歴史・産業・観光資源の活用に努め、新生呉市として特色あるまちづくりを進めて参ります。

この度、構造改革特別区域に上げております倉橋町は、広島県の西南部に浮かぶ倉橋島の南部に位置し、呉市中心部との距離は約20kmで、一般国道487号及び主要地方道音戸倉橋線によって結ばれています。

町域面積は約55km<sup>2</sup>で、その大半が山林など自然的土地利用となっており、標高406mの火山を中心として東西に伸びる山系の南側と北側の海岸線に沿って集落や耕地が点在し、急傾斜が多く、平坦地の少ない起伏に富んだ複雑な地形となっています。

産業面の特性としては、製造業の占める就業者の割合が最も大きくなっていますが、運輸通信業は、全国及び広島県平均の約2.5倍の構成比を示し、産業構造

の大きな特徴となっています。さらに、農水産品販売を中心とした産業振興として、「お宝トマト（ハウス桃太郎）」などのブランド化、イノシシの食肉加工施設など、特産品の開発に向けた農水産業の6次産業化が進んでいます。

また、火山から眼下に広がる桂浜周辺には、日本の渚・百選や白砂青松百選に選ばれた桂浜の海水浴場や万葉の松原など万葉の里として親しまれてきた自然的資源を始めとして、「長門の造船歴史館」、「歴史民俗資料館」などがあり、万葉の時代からその名をとどめた古い歴史と瀬戸内の風光明媚な多島美を生かした野外レクリエーション、歴史・文化交流ゾーンとしての観光機能を有し、これらの自然・歴史・文化的資源を大切にした魅力あるまちづくりが進められています。

もう一つの特別区域であります蒲刈町域は、広島県の中部島しょ部地域に属し、呉市中心部との距離は約5kmで、町域面積は、約19km<sup>2</sup>で、地形は細長く、標高457mの七国見山を中心に東西に延びる山稜があり、山地から海岸線までの地形が急峻で平坦地が少ないのが特徴です。

産業面では、温暖な瀬戸内海型気候を利用した柑橘類の栽培のほか、近年では、青い海、白い砂浜、緑の丘陵などの瀬戸内海島特有の自然環境に恵まれた条件を生かし、「県民の浜」を中心とした観光レクリエーションが盛んで、平成12年の安芸灘大橋の開通と相まって、県内有数のリゾート・アイランドとして、関西方面からの修学旅行生を始め、多数の観光客が訪れています。

蒲刈町は、「緑映える山々と、陽に輝く海原の広がり、恵まれた自然環境を大切にし、それらと共に暮らす人々の交わりを大切に育んでいく郷土を創造する」観点から、将来像として「自然の恵み 人のふれあい 輝きアイランド 蒲刈」を掲げ、基本方向として「『人』の育成」、「『自然・文化』の発信」、「『まち』の活性」を設定しています。

新生呉市においても、少子・高齢化の急速な流れの中にあり、少子化に伴う人口減対策が緊急かつ重要な課題と認識しており、地域の自主性、自立性を尊重し、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、行財政基盤の整備・強化を推進する中で、住民と行政が一体となって新たなシステムを構築し施策展開を図ることが重要な課題となっています。

呉市では、こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、子育て支援を重点的に取り組むべき施策と考えており、限られた貴重な財源を効果的かつ効率よく活用するため、民間活力の導入も含め積極的な推進を図っているところです。

子育て支援センターやファミリー・サポート・センターをいち早く設置し、保育サービスの充実、乳幼児医療費の助成の拡大、小児夜間救急センターの開設など、子育て支援施策を積極的に取り組んできたことが評価され、平成16年度には厚生労働省より「子育て支援総合推進モデル都市」の指定を受けたところです。

今回の特区申請もこれまで呉市が進めてきた子育て支援施策を合併町にも同様に推進していく必要があることから、少子化の進行が著しい地域で、全ての保育所が小規模である倉橋町域及び蒲刈町域において、給食の外部搬入方式を導入し保育所運営の合理化を図るとともに、食育をテーマに地域全体で子育てを支援していく体制を整備するものであります。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

近年、少子化や核家族化が進む中、子育て家庭と地域社会のつながりも以前と比べ希薄になっている傾向にあり、子育てそのものに対する不安や負担感が拡大している現状を真剣に受け止め、本市では、子育てに夢と喜びを持つことができるような環境整備を最重点課題の一つと認識しており、子どもの幸せを第一に、子どもの利益が最大限に尊重される子育て支援策を積極的に推進していくため、平成17年4月の機構改革により「子ども育成部」を新設しました。

少子化の傾向が著しい合併町においては、子育て機能の中心的な役割を担う保育所を拠点として様々な子育て支援サービスを推進していく必要があり、そのためにも保育所運営の合理化を図る必要があります。

その手段として、給食の外部搬入方式の導入を計画しておりますが、第一義的には、食材の一括購入や調理員の適正配置などにより、調理業務の効率化、合理化を進め、経費節減を図ることを目指しておりますが、限られた財源を効率的かつ効果的に緊急性の高い子育て施策へとシフトさせるとともに、集中調理を行うことによって生まれてくるメリットを最大限に活用し、給食内容の充実と地域全体の共通認識のもと食育の推進を図っていきたいと考えております。

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成を図るため、保健分野を始めとする様々な分野と連携のもと、乳幼児期から発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供、体験学習の場を提供し、食育の大切さ、栄養指導を進めていくことは、町域全体の児童福祉の向上につながるものと考えております。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

職員相互の調理技術の向上や食の大切さについての意識の向上を図り、子ども一人ひとりの食を通じた健全育成、地域の実情に応じた「食育」への取り組みを重点的に行っていきます。

保育所や保健所その他関係機関の共通認識のもと、正しい食習慣形成に向け、栄養指導などを実施し、食を通じた子どもの健全育成を推進します。

今後ますます増大する保育ニーズに対応するため、保育全般の質を下げることなく、公立保育所の運営コストの低減化を進めていく必要があり、構造改革推進の基本方針である民間活力を最大限に引き出し、地域の特性に応じた保育所運営を進めていきます。

## 7．構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

小規模保育所単位では非効率であった食材の発注や原材料等の保存について食材等を一括購入することにより、無駄を省き経費の削減が可能となります。

集中調理することで、調理員の配置の適正化と作業効率の向上が図られることにより、人件費や光熱水費等の経費の削減が可能となります。

調理設備等の更新等が集中的かつ計画的に行うことにより、作業時間の効率化が図られ、職員の1人当たりの負担軽減が可能となります。

倉橋町域では学校給食共同調理場での集中調理となることから、小学校との連携、蒲刈町域では下蒲刈保育所での集中調理となることから、保育所間の連携が生まれ、職員、保護者等の共通認識のもと、食育に関する取り組みを実践することが可能となります。

倉橋町域の学校給食共同調理場では、保育所の給食を実施することで、夏休み等の学校給食時期においても雇用機会の安定的な供給が可能となります。

特別区域において、先駆的な事業を展開することにより他地域への良きモデルとなり、その取り組みが他地域へと広がっていくことが期待されます。

## 8．特定事業の名称

公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9．構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし

## 別紙

### 1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

倉橋町 室尾保育所，秀苗保育所，相愛保育所，須川保育所，宇和木保育所  
明德保育所

蒲刈町 向保育所，蒲刈保育所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業の主体

呉市

#### (2) 事業の区域

広島県呉市の区域の一部（倉橋町及び蒲刈町の全域）

#### (3) 事業の実施期間

構造改革特別区域計画の認定を受けた日から

#### (4) その他の事業内容

倉橋町域は学校給食共同調理場において集中調理した給食を専用の配送車で各保育所に搬入し，おやつ及び共同調理場が休止する土曜日の給食は各保育所の調理室で調理します。

蒲刈町域は，平成17年4月1日から事業開始した下蒲刈保育所の調理室において集中調理した給食及びおやつを保温設備を搭載した配送車で2箇所の保育所に搬入します。

### 5 当該規制の特例措置の内容

現在，調理員を1人配置し日々の給食を提供していますが，設備・人的環境の整った調理場において集中調理することにより，調理能力の効率性を高めるとともに，職員相互の調理技術の向上等を図り，児童の発育に応じたきめ細かな調理業務を行っていきます。

集中調理方式では，感染症や食中毒の発生防止のための対策をより一層強化する必要があり，社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準に従うとともに，保健所との連携を密にとり，感染症や食中毒の発生防止のための対策には万全の体制を整えます。

外部搬入方式の導入にあたっては、現行の「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社援第38号)及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号)を遵守します。

外部搬入方式を導入する保育所では、現在使用している調理室を引き続き活用するため、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を整備しておりますが、今後も調理業務に必要な設備等は、随時更新し、調理業務に支障のないよう対応します。

子どもの健全育成の観点から、食育は最も重要な要素であり、外部搬入方式導入を機に、食を通じた様々な取り組みについても、保育所、保護者、地域が連携し、食育に取り組む体制づくり、食に関わる体験事業(栽培体験、調理体験、地域の食材の使った伝統的な食事体験)や食育に関する相談、講習会を開催し、子どもや保護者に対して保育所給食の実態を紹介したり、食育教室を実施し、望ましい食習慣など、食育の大切さを伝える機会を設定します。

必要な栄養素量を給与するため、倉橋町域においては、共同調理場に栄養士を配置し、蒲刈町域においては、市の栄養士が作成した呉市全体の保育所の共通献立を実施し対応します。

離乳食、食物アレルギー及び体調不良児等の対応については、倉橋町域においては、各保育所に当面調理員を配置し対応します。蒲刈町域においては、下蒲刈保育所できめ細かな対応を行うこととします。

## 各保育所調理室の状況

### 【倉橋町域】

保育所名	調理室 面積	調理室の設備			
		加熱設備	冷蔵庫	ガス台	配膳台
室尾保育所	19.67 m <sup>2</sup>	オーブンレンジ	1台	2口	1台
秀苗保育所	13.96 m <sup>2</sup>	電子レンジ	1台	1口	1台
相愛保育所	15.95 m <sup>2</sup>	オーブンレンジ	1台	5口	1台
須川保育所	23.19 m <sup>2</sup>	オーブンレンジ	1台	4口	1台
宇和木保育所	24.42 m <sup>2</sup>	オーブンレンジ	1台	1口	1台
明德保育所	28.23 m <sup>2</sup>	オーブンレンジ	1台	4口	1台

【蒲刈町域】

保育所名	調理室 面積	調理室の設備			
		加熱設備	冷蔵庫	ガス台	配膳台
向保育所	11.25 m <sup>2</sup>	電子レンジ	1台	2口	1台
蒲刈保育所	17.10 m <sup>2</sup>	電子レンジ	1台	2口	1台

【配送計画】

倉橋町域

10:00 共同調理場出発  
 須川 相愛 宇和木  
 明德 秀苗 室尾  
 11:00 給食配送終了  
  
 13:00 食器等回収  
 須川 相愛 宇和木  
 明德 秀苗 室尾  
 14:00 給食配送終了

蒲刈町域

10:30 下蒲刈保育所出発（給食）  
 10:40 向保育所  
 10:50 蒲刈保育所  
  
 13:45 下蒲刈保育所出発（おやつ）  
 13:50 向保育所  
 14:00 蒲刈保育所